

令和3年11月1日14:00発表

**トラック事業 取引環境・
労働時間改善応援サイト**

【お問合せ先】

中部運輸局 自動車交通部 貨物課

担当：小松田、寺倉

TEL：052-952-8037

同時発表：静岡県政記者クラブ・福井県政記者クラブ

中部のトラック運送事業者を応援します！！
～トラック事業取引環境・労働時間改善応援サイトを立ち上げました～

近年社会問題化しているドライバー不足などにより、安全・確実に、どこへでも、素早くモノを運んでくれる日本の物流サービスの維持が困難になってきております。中部運輸局では、「トラック事業取引環境・労働時間改善応援サイト」を立ち上げ、荷主とトラック運送事業者の自主的・積極的な取引環境と長時間労働の改善へ向けた取組みを推進します。

令和6年4月から働き方改革関連法に基づき、トラックドライバーの時間外労働の上限規制（年間960時間）が適用されます。

適用後もトラックドライバーが確保できず、重要な社会インフラである物流が滞ってしまうことのないよう、事業者が人材を確保し、法令遵守を徹底し、持続的なトラック輸送を維持する環境を整える必要があります。

しかし、トラック運送事業者の自助努力だけでは労働時間の短縮が進まない等の問題があげられています。

中部運輸局の「トラック事業取引環境・労働時間改善応援サイト」では、荷主と運送事業者双方の協力で、トラックドライバーの労働条件改善を図る際に参考となる「取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン」や、トラック運送事業者が法令を遵守して持続的に事業を行う際の参考となる「標準的な運賃の告示」などを、分かりやすく紹介します。

<中部運輸局 トラック事業取引環境・労働時間改善応援サイト><https://www.tb.mlit.go.jp/chubu/jidosya/ouensaito/index.html>

また、今後応援サイトにて、国土交通省の労働環境改善に関する取組・各種セミナー・説明会情報など、取引環境改善に役立つ情報を掲載していく予定です。



国土交通省

中部運輸局

トラック事業取引環境・
労働時間改善応援サイト

<https://www.tb.mlit.go.jp/chubu/jidosya/ouensaito/index.html>



QRコード



令和6年4月から働き方改革関連法適用後、トラックドライバーの時間外労働の上限規制は（年間960時間）となります。トラックドライバーが確保できず、重要な社会インフラである物流が滞ってしまうことのないよう、事業者が人材を確保し、法令遵守を徹底し、持続的なトラック輸送を維持する環境を整える必要があります。

しかし、トラック運送事業者の自助努力だけでは労働時間の短縮が進まない等の問題があげられています。

中部運輸局の「トラック事業取引環境・労働時間改善応援サイト」では、荷主と運送事業者双方の協力で、トラックドライバーの労働条件改善を図る際に参考となる「取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン」や、トラック運送事業者が法令を遵守して持続的に事業を行う際の参考となる「標準的な運賃の告示」などを分かりやすく紹介し、**中部地方のトラック運送事業者を応援します！！**



トラック事業 取引環境・労働時間改善応援サイト

「トラック事業取引環境・労働時間改善応援サイト」とは？

取引環境・労働時間改善のヒント

改善に向けたステップや、改善したい取組を選択することで、「**荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン**」から改善に向けたポイントやその詳細を確認することができます。

改善に向けたステップ

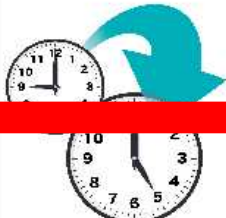
ステップ①

荷主と運送事業者の双方で、ドライバーの労働条件改善の問題意識を共有し、検討の場を設ける



ステップ②

労働時間、特に待ち時間や荷時間の実態を把握する



ステップ④

荷主とトラック運送事業者の双方で、業務内容を見直し改善に取り

ステップ⑤

荷主とトラック運送事業者間で、応分の費用負担を検討する

ステップ1

荷主とトラック運送事業者の双方で、トラックドライバーの労働条件改善の問題意識を共有し、検討の場を設ける

- 荷主とトラック運送事業者が意見交換できる場（可能であれば、関係者が出席する会議体）を設置する
- 問題意識の共有のため、定期的な意見交換を実施する

トラックドライバーはトラック運送事業者が雇用している社員ですので、その労働環境の改善については、一般的にはまずトラック運送事業者が取り組まなければなりません。ただし、「他人の需要に応じて貨物を運送する」というトラック運送事業者の性格上、需要側である荷主の理解、協力なくして改善を進めていくことは難しいことも事実です。したがって、改善に向けた取組を進めて行くにあたって、まず荷主とトラック運送事業者等との間で、何が現場で課題になっているかなど、労働条件の改善に関する問題意識を共有し、その取組を醸成するために荷主とトラック運送事業者が一つのテーブルにつき検討の場を設けることが大切です。

ただ、一口に荷主と書っても現場と現場で荷主が異なるケースもありますし、トラック運送事業者も元請、下請など複数のトラック運送事業者が関わっているケースも多いため、より有効性を高めるには輸送に関わる関係者全員をメンバーとした検討の場を設け、定期的な意見交換を実施することが望ましいと言えます。



標準的な運賃

国土交通省が、事業者が法令を遵守して持続的に事業を行う際の参考となる運賃として定めた「**標準的な運賃**」の導入主旨・期待される効果や、資料集（パンフレット・荷主向けリーフレット）などを掲載します。

- 資料集
 - 今すぐわかる「標準的な運賃」パンフレット
 - 運賃料金表 運賃料金表の使い方 様式集・参考例
 - リーフレット（荷主向け）
 - 標準的運賃の活用（電子）
 - 全国トラック協会 標準的な運賃サイト（外部リンク）

国土交通省では、トラックドライバーの労働条件の改善・ドライバー不足の解消を期し、安定した輸送力を確保するため、トラック運送事業者が法令を遵守して持続的に事業を行う際の参考となる標準的な運賃の告示を行いました。

導入趣旨

令和6年4月から働き方改革関連法に基づき、トラックドライバーの時間外労働の上限規制（年間960時間）が適用されます。長時間労働、低賃金等によりトラックドライバーが確保できず、重要な社会インフラである物流が滞ってしまうことのないよう、事業者が人材を確保し、法令遵守を徹底し、持続的なトラック輸送を確保するために、荷物自動車運送事業法の改正に伴い、国土交通省は、令和2年4月、事業者が法令を遵守して持続的に事業を行う際の参考となる運賃として「標準的な運賃」を定めました。

取引環境・労働時間改善協議会 資料

中部運輸局管内各県で実施された、**トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会**の資料を掲載します。

中部運輸局管内
トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会 資料

トラック運送事業者、荷主、行政等の関係者が一体となり、トラック運送事業における取引環境の改善及び長時間労働の抑制を実現するための具体的な環境整備等を図ることを目的とし、各県に設置された協議会です。

告知票

平成27年 7月23日	第1回
平成27年 12月 3日	第2回
平成28年 3月 7日	第3回
平成28年 1月 2日	第4回
平成29年 3月 8日	第5回
平成29年 7月20日	第6回
平成29年 12月 4日	第7回
平成30年 3月 8日	第8回
平成31年 1月 5日	第9回
平成31年 3月 6日	第10回
令和 元年 12月 3日	第11回
令和 2年 3月11日	第12回

上記以外にも、今後応援サイトにて、国土交通省の労働環境改善に関する取組・各種セミナー・説明会情報など、取引環境改善に役立つ情報を掲載していく予定です。